

令和7年あきる野市農業委員会 2月総会議事録

令和7年2月25日（火）午後1時30分、令和7年あきる野市農業委員会2月総会は、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 岩田英明 ・ 事務局 森みな美

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の許可について |
| 第2号議案 | 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく、事業計画の審査及び決定について |
| 第3号議案 | 非農地証明の願い出について |
| 第4号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について |

開会 午後1時29分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。定刻より少し早いのですが、委員の皆さまお揃いですので始めたいと思います。まず先週、農業者大会、またその後の祝賀会等、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。また、本日は、武田委員と米倉委員、事務局の金澤が後継者部の視察に行っておりまして、欠席となりますのでよろしくお願いいたします。それではこれより、令和7年あきる野市農業委員会2月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。

(会長) 皆さま、こんにちは。先日の農業者大会、ありがとうございました。そしてまた、農業者大会の翌日、大変だったと思いますが、現地調査をされた方、どうもありがとうございました。寒い日が続いていましたけれども、今朝辺りから良い季候と言いますか、寒さが少し和らいだなど、本当に畑日和の日に総会というタイミングになってしましまして、どうもありがとうございます。あきる野の農業は今日視察に行っている後継者をはじめ、新規の方、まだ将来的にも希望がたくさんあると思うのですが、日本全国的には米の不足も、後継者不足がかなり影響していると聞いていますので、あきる野市はできるだけ後継者、親元でも新規でも、増えていただくように農業委員会で育てていきたいと思います。また、この西の大地が皆さんに配られています、今月初めに各直売所などで配布されまして、この西の大地を編集していただいた編集委員の方、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。今日は案件がかなり多いので、ぜひ皆さまのご協力をいただきまして、スムーズに議事が進みますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございました。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いします。

(会長) はい。諸報告、1月30日、31日に、つくば市で開催された西多摩地方農業委員会連合会先進地視察に事務局次長と私の2名で出席しました。諸報告は以上です。本日の署名委員は堀江委員と志村委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、武田委員と米倉委員より欠席の連絡をいただいておりますので、農業委員12名、推進委員6名の合計18名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。なお、本日はご本人をお呼びしている案件が3件ございますので、先にそちらから審議いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受127について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和7年2月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受127 朗読)

以上でございます。

いく物なので、他の野菜と一緒に育てたいなと思った時に、なかなかそういうことが難しかったので、もう少し広い畑がほしいなと思っていたところ、今回ご縁をいただいたので、土地の購入を希望させていただきました。今後の計画といたしましては、今、現状、栗の木が5本ほど植わっているので、このままこの栗をやっていきたいと思っております。あとは、もしこの土地を取得できた際は、草刈りなどをして、秋に向けて準備をしていきたいと思っております。しかしながら、この栗の木をまだ近くで見ることができておりませんので、取得できた際には栗の木もよく確認しまして、その辺り慎重に判断していきたいと思っております。あとは、もし可能であれば、今後露地野菜もやっていきたいと思っております。これまでの家庭菜園の規模から比べますと、私にとってはかなり広大な面積となりますけれども、勉強しながらやっていきたいと思っております。以上です。

(議長) はい。ありがとうございます。ただいま、ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(大福委員) すぐ近くに住んでおります、山田に住んでおります大福と申します。よろしくお願ひします。

(〇〇氏) よろしくお願ひいたします。

(大福委員) あの、今まで大きな畑というのは扱われたことがないのかなと、今、伺ったのですが、今回の土地の購入という形で、所有する形になるのですが、これから先長く農地を管理していかなければならない立場となる訳なのですが、栗の木が、しっかりとした大きな栗の木がありますので、なかなか数も増えますし、手入れもかなりされないといけないのかなというように見えるのですが、その辺の大きな木の管理とか、その辺のご経験とか、どういう方針でやられていくのかなど、ちょっとお聞かせいただきたいと思うのですが。

(〇〇氏) はい。実家の方に柚の木などはありまして、私は直接ではないのですが、母がやっていたのを近くで見ていたということもあって、ちょっと正直、私は果樹という物を今まで育てたことはないのですが、まず栗の木を栽培して、その後、余裕があれば露地野菜をやっていききたいと思っているのですが・・・

(大福委員) あの、例えばご自身で木を切ったりとか、枝が落ちたりしたらそれも片付けなければいけなかったりとか、あると思うのですが、その他に旦那様のお手伝いとかも期待されますか。できそうですか。

(〇〇氏) はい。夫も一緒にやります。

(大福委員) はい。あと、たくさん採れると思うのですが、その辺どう扱われるか。例えば、農協さんの直売所なんていう物も近くにあるのですが、どのような感じで採れた物を扱われるかもちょっとお伺ひします。

(〇〇氏) 主には自家消費を考えております。あとはもちろん、確かに大木ではありますので、私だけでは管理が難しい部分もあるかと思っておりますので、友人であったり、ちょっと手伝ってもらうこともあるかと思っておりますので、その際には手伝っていただいた方々に採れた物は分けて共有したいと思っております。

(大福委員) はい。ありがとうございます。

(嶋崎委員) では、ひとつだけ。これはちょっと確認された委員さんにお聞きしたいのですが、

栗の木がかなり大きいということなんだけど、かなり古そうですね。寿命としては。
(山崎健委員) 木自体はさほど太くはなかったような気がするのですが、背はかなり高くなっています。

(嶋崎委員) ああ、なるほどね。じゃあやっぱり、まだまだしばらくは使えそうだと。

(山崎健委員) うん、そうね。はい。

(嶋崎委員) 分かりました。ありがとうございます。栗は寿命が割と短いので、せっかく一生懸命手入れして数年後にあんまりならなくなっちゃったなんて、相当剪定とかそういうのをね、手入れをうまくやらないと大変なもんだから。一応、頑張ってください。

(〇〇氏) はい。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいですか。機械など、農機具などは持っているのですか。

(〇〇氏) 今は特に農機具は持っておりません。これから耕運機などは購入したいと思っております。

(議長) あの、大体●●●倍近くの面積になりますので。

(〇〇氏) あ、そうですね。

(議長) 労力が跳ね上がると思いますので、ぜひ頑張ってください。今日はどうもありがとうございました。ご退席いただいて結構です。

(〇〇氏) はい。ありがとうございました。失礼いたします。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、收受127について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、收受128について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・收受128 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、收受128について、担当の山崎健委員、説明願います。

(山崎健委員) はい。それでは收受128について、現地調査の結果をご報告いたします。こちらの3筆は、先ほどの收受127と非常に近い場所になります。地図は11ページをご覧ください。〇〇〇-〇は先ほどの收受127の東側に位置しております。ここに梅が4本ほど植わってありました。下草の方はかなりきれいに刈り取りがしてありまして、普段からかなり手入れはされているのだらうなとお見受けしました。△△△-△は〇〇〇-〇の秋川寄りになりまして、ここも草はきれいに刈られておりまして、畑の中央辺りにノラボウが数本植えてありまして、鳥除けのネットも掛けてありまして、こちらもきれいに管理されていると思われまして。ここから更に東に100メートルほど行った所、ちょっと離れた場所に□□□があります。ここは半分ぐらいは現在何も植わっておりませんで、ちょうど耕運機でうなった跡がありました。また、栗が1本、柿の木が2本、梅、金柑などが植わっておりまして、栗は比較的大きかったのですが、

他の柿や梅、金柑等はまだ植えて1年目か2年目ぐらいの、小さな木になっております。季節がら耕運機でうなった所もまだ現状何も植え付けられていなかったのですが、草の方は特にないので、すぐにでも春になれば作付けができるかなという状況です。報告は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と山崎健委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(栗原委員) この後の3号議案も含めて、先ほどの収受127、128と譲渡人が同じ△△△さんになっておりますが、譲受人の2人とも脈絡がないし、3号議案は非農地証明だし、ちょっとその辺の全体の経緯みたいなことを教えていただければと思います。

(事務局次長) それでは今のご質問にお答えいたします。まず、譲渡人の△△△さんは今、●●歳で●●●の方にお住まいです。元々はお父様がここの畑をやられていて、相続により取得をしたのですが、息子さんはほとんどこちらにいらっしゃったことがなくて、処分をしたいというお考えであることから、収受128の譲受人である□□さん、□□さんは●●●●を営んでおりますので、そこにご相談をされた。そんな中で収受127の譲受人、○○さんもどこか畑がほしいということで、□□さんが一部ご紹介したのと、逆に□□さんご自身も畑をやりたいくて、この畑は□□さんのご自宅からも近いものですから、自分でもやりたいということで、今回の話になっております。一方、ご指摘のあった3号議案なのですが、ここはもう50年近く、元々は畑だったんでしょうけど、ずっと手が入っていなかったもので、現在ものすごい竹林になってしまっている。そういった状況の中でここを農地としてはもう使えないということで、そこだけは非農地証明をしたいという考えで、事務局では受けております。経過はそんなような形です。

(栗原委員) はい。大変よく分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問・ご意見ございますか。

(大福委員) すみません。この□□さんが家が近いと思うのですが、この方が今、現状管理されていた訳ではないんですかね。かなり現地きれいにはなっているようなのですが、どなたが管理されていたというのは・・・？

(事務局) そうですね。△△さんも管理していない状況で、周りの畑に関しては近所の方がご厚意で管理していたと□□さんの方から聞いております。

(議長) なんか、ノラボウが植わっているって・・・まだ、新しいよね。それは近所の人ですかね。なんかそんな感じですね。

(大福委員) はい。分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。

(平野委員) あの、ちょっと、大福さんに確認したいのですが、ここは河川に近い所で、土の状況は大変石間だったりとか、そういうような、どうなんでしょうか。露地野菜も平気のできるような土壌が良い所なのでしょうか。

(大福委員) あの、ぱっと見たところ、普通に野菜はできると思います。

(平野委員) ああ、そうですか。

(大福委員) ただ、おっしゃるとおり石間の地域ですので、この上の段も含めて大変石が多い地域になっておりますので、比較的こういう果樹、栗だとか梅だとかが適しているのかなと思います。

(平野委員) じゃあ、先ほど〇〇さんが露地野菜を作りたいというような話をしていたのですが、そこに挑戦するには大変苦勞な土地なのでしょうか。

(大福委員) いいえ、露地野菜、普通に大丈夫だと思います。私の感覚としては。ただ、他の石の無い所で作業をされていた方からすると、かなり石は多いと思いますが、私にとっては普通の土地です。

(平野委員) 分かりました。

(議長) これ段差になってる、川ぐらいの高さなんですかね。山林の方は。

(大福委員) 川の一段上で、地図で言うと◇◇◇-◇の左手辺りが一番低くて、川が決壊して今、堤防を少しかさ上げしている作業をしております。ですので、元々ここはかなり低いです。その昔は田んぼがかなりこの奥にありましたので、ここから水を引き込んで、田んぼを、この右手側の方が田んぼになっているのですが、そこに水路があったはずですが。この地図の中で、〇〇〇-〇と△△△-△の間に道のように見えるのですが、実際ここは何もない、ただの畑が地続きになっておりますが、ここが元の水路のはずです。

(議長) 他にご質問ございますか。

(嶋崎委員) この□□さんという方は初めてなのですか、この土地は。今まで何にも関わりはなかった？よくね、仮登記していて、なんて話が結構多かったのでね。その辺は無いです。

(事務局長) 初めてですね。●●に住んでいるので、ご縁を感じてというところかと思いますが。

(堀江職務代理) この番地からすると、すごい近くだよ。

(小澤委員) 大変ですよ。これだけの面積をやるには。

(事務局長) 近い方がいいですよ。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。それではご本人をお呼びします。また質問がありましたら、お願いします。

(□□氏 入室)

(□□氏) 失礼します。

(議長) 本日はお忙しいところありがとうございます。

(□□氏) こちらこそ、よろしく願いいたします。

(議長) 早速なのですが、自己紹介を兼ねまして、こちらを取得したら、どのようにお使いになるか等、簡単にお話いただければと思います。よろしく願いいたします。

(□□氏) はい。あきる野市在住の□□と申します。本日はお忙しいところ、ありがとうございます。私はこの畑を取得できましたらやりたいことが、今、梅と栗が植わっていますので、そちらの方を自家消費と言うか、私の方で採って加工したりなどしたいと思っています。

(議長) 今までは、どうなんでしょう。

(□□氏) 今までは私は農業というのをやったことはないのですが、今回このお話をもらって、初めてチャレンジしたいなと思っています。もうちょっと歳を取ってから畑をやりたいなどはずっと思っていたのですが、やっぱり体力などを考えますと、今のうちから農業に携わっていた方がいいかなと思っていたところ、このお話が来ましたので、ぜひチャレンジしたいと思っています。

(議長) はい。ありがとうございます。ただいま、ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問

ございますか。

(大福委員) 農業委員の大福と申します。山田に住んでおりまして、ここから少し上の段の方に住んでいます。よろしくお願いします。

(□□氏) はい。よろしくお願いします。

(大福委員) 今回初めて農地を購入されるということで、すでに梅の木などが生えている訳なのですが、そちらの管理については、ご自身で例えば剪定をされたりとか、どなたか協力される方がいらっしゃるとか、どのように管理されるのかをまずお伺いしたいと思います。

(□□氏) すぐ近くに住んでおりますので、私の方で毎日見ることはできますし、剪定に関してもこれからですけれども、一応本とか買って、今、勉強しているところです。あと、周りの先輩方に聞きながら、進めていけたらなと思っています。今、ちょっと折れている梅とかあるので、それもちょっと整理していきたいと思っています。

(大福委員) 道具とかはこれから揃えられる感じでしょうかね。

(□□氏) そうですね。これから揃える予定ですが、知り合いが畑をやっていたりするので、最初は借りて、どんなのがいいのかというのを畑の土の具合とかを見ながら、揃えていきたいと思っています。

(大福委員) 畑の方で、例えば耕運機みたいに土をかき混ぜる機械とか、そういうのもまだお持ちではないと思うのですが、それなりの面積ですので、何か機械とかが無いとなかなか難しいかと思うので、その辺もうまく作業をするための機械なので、そういう部分もお考えいただいた方が良くかなと思うのですが。

(□□氏) はい。一応その辺りも考えて、小さめの耕運機をまず買って、試して、耕耘してやっていきたいと思っています。それでも土が固いようでしたら、知り合いにユンボを持っている方がいるので、ちょっと掘り返してもらおうかなと思っています。

(大福委員) 今回の土地の中で三角形の土地、一番川に近い土地、あちら、今、何か真ん中に少し植え付けがされていると思うのですが、ただ、あの土地が多分少し固くなっているようにも見受けられたので、最初に土の様子をよく観察していただいて、柔らかくして使われた方がよいのではないかなと思うのですが。

(□□氏) はい。分かりました。ありがとうございます。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか。あの、●●●●をなさっている、それは近所なのですか。

(□□氏) はい。そうです。

(議長) では、畑には戻ってこれたり、ということは可能な場所なのですか。

(□□氏) はい。大丈夫です。

(議長) そうですね。今、話があったように、もう、この畑は見られたのですか。どんな感じか。

(□□氏) あの、まだ購入していないので、勝手に入る訳にはいかないかなと思って、外から見るだけなんですけど、ちょっと回ったところ、固いのかなとは見受けられるので、少し掘り返すことが必要かなと思っています。

(議長) 固い所っていうのは、また、やらないと固くなっちゃうので、かなり大変かなと思いますが、頑張ってください。

(□□氏) はい。ありがとうございます。

(議長) 他によろしいですか。それでは、本日はありがとうございました。

(□□氏) ありがとうございました。失礼いたします。

(□□氏 退室)

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受128について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく、事業計画の審査及び決定について。都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく、事業計画については次のとおり決定する。令和7年2月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。説明いたします。2月21日に佐藤委員と事務局2名、私と4名で現地を確認いたしました。地図は12ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇-〇については、よく耕耘されて、すぐに作付けができるような状態になっております。それと、△△△△-△ですが、ここにはハクサイ、ブロッコリー、タマネギ、ホウレンソウ。ハクサイには寒冷紗、ホウレンソウにはビニールがかかっています、周りは電気柵でイノシシにやられないようにちゃんと防御しています。この場所は多摩川からイノシシが出るということで、イノシシの罾も段上に、多摩川の上に設置をされています。雑駁ですが以上です。

(議長) はい。こちらの案件は初めてになりますので、事務局から補足説明をお願いします。

(事務局次長) はい。法律の名前で言うと「都市農地貸借円滑化法」と言いまして、あきる野市では今回初めての案件となります。こちらの土地は市街化区域に存在している土地で、生産緑地の指定がなされている所でございます。その生産緑地について貸借をし、生産を続けていくというようなことになっております。こちらの貸借をするに当たっては、いくつかの条件があつて、例えば生産した生産物についての50パーセントを販売するなど、条件は付くのですが、それをクリアできれば貸借ができますというようなことでございます。なお、この土地については無償で貸し借りを行って、所有者の方が亡くなられた時にはすぐに返せるような、そんなような契約の中身になっております。このような制度に基づいて貸借を行う、あきる野市で初めての市街化区域内の生産緑地の農地の貸借というようなことになってございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

(議長) ありがとうございます。ただいま、事務局と小川委員から説明をしていただきましたが、何かご意見・ご質問ございますか。これは納税猶予がかかっている、できるんですね。

(事務局) そうですね。納税猶予の適用を受けていても、貸し付けることはできます。

(嶋崎委員) これは、50パーセント販売は、どんな感じになっているんですか。

(事務局次長) 一応、ご本人様に確認したところ、自家直売で販売するのと、ただ、この方はこれまで農地を持っていませんでしたが、ここで耕作ができるということであれば、いずれはファーマーズセンターとかに出していきたいというお考えはお持ちのようです。

(小澤委員) ファーマーズセンターって、確か1反歩以上でしたっけ？

(小川委員) 今、ファーマーズセンターという話があって、ちょっと調べました。センター長とかいろいろな方にお伺いしたのですが、JAの正組合員になるためには年間30日、草取り、水まきの程度でも農作業だということで認められるということで、正組合員になるためにはあと出資金が必要ですけど、なんとかなるかな。あと、ファーマーズセンターについては、いろんな方の協力がないと出荷は難しいかなという部分ですけども、それもファーマーズセンターに出荷はできないということじゃなくて、できそうだというところまで、21日から今日までの間に、ちょっと調べておきました。

(事務局次長) ありがとうございます。

(小澤委員) 1,000㎡って、なかったでしたっけ？

(小川委員) それはないです。あの、3反歩5反歩要件がなくなりましたので、面積要件は特に大丈夫のようです。

(田中委員) 正組合員の面積要件は、今はないです。

(小川委員) ということで、なくなったということね。実際ね、私の方も無理じゃないかと思って調べた結果、なんとか大丈夫かなという状態なので、本人に決意を聞いて、状況を確認して。あきる野市で最初のことなので、大事に育ててあげたいなという気持ちがあるので、本人の決意を聞きたいと思っています。

(議長) 他にご意見・ご質問ございますか。

(嶋崎委員) これはあれ？50パーセント販売というのは予定でも良い訳？実績がなくても。

(事務局次長) そうですね。新しく借りるので、当然そこは予定ということで、実績が多少あったとしても、とりあえずは・・・

(渡邊委員) 私、隣の畑なので。あの、他の所で直売の小屋を持ってしまして、そこで販売しています。だから大丈夫です。

(小川委員) 実際に、出荷できるような良い品物をね、きれいに一列ずつ、種類ごとにやってありましたので。

(議長) この人は何をやっている人なのですか。

(渡邊委員) ●●の●●会社。それで□□さんの息子さんと一緒の会社で。

(議長) そういう関係ですか。じゃあ、まあ、土日とか、日曜日ぐらい・・・

(渡邊委員) いや、彼はね、ほんと朝、毎朝4時からやって、会社行って、帰って来て、それから7時ぐらいまでやっていますから。もう、そんじょそらの農家よりすごいタフです。

(議長) ああ、そうですか。他にご意見・ご質問ございますか。

(山崎健委員) 意見ではなくて質問なのですが、あの、いわゆるこの方は、認定新規就農者になるとか、そういうつもりはないということで、よろしいんですかね。

(事務局) そうですね。現在のところは、そういったお話は伺っていません。

(議長) 他にご質問ございますか。それではご本人をお呼びしますので、よろしく申し上げます。

(〇〇氏 入室)

(〇〇氏) 失礼します。

(議長) 本日はお忙しいところありがとうございます。早速なのですが、自己紹介を兼ねまして、これからの計画とか抱負をお話いただければと思います。よろしくお願いたします。

(〇〇氏) はい。あきる野市●●から来ました〇〇〇〇と申します。よろしくお願いたします。

抱負は食品ロスのないように、おいしい野菜を作っていきたいと思います。以上です。

(議長) はい。ありがとうございました。ただいま、ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(渡邊委員) 隣の畑の渡邊です。

(〇〇氏) よろしくお願いたします。

(渡邊委員) あの、先日もトラクター、新車だったし、ビニールハウスも新しいものを建てちゃって・・・

(〇〇氏) そうですね、はい。

(渡邊委員) 結構お金かかったと思うんですけど。

(〇〇氏) そうですね、はい。

(渡邊委員) それはどうされたんでしょうか。

(〇〇氏) それは、□□さんの方から投資していただいた感じですね。

(渡邊委員) なるほど、なるほど。それでこれからの話なんですけど、これから結構な面積あるので、機械を使わないと多分ダメだと思うので、そんなような時に、市の方だと認定農業者という制度があって、その辺のところになると、多分補助金の方も受けられるんじゃないかなと思うんですけど、事務局にお聞きしたいんですけど、その辺はどうなんでしょう。

(事務局長) あの、就農ということであれば、また相談は受けられると思うのですが、今の仕事を続けながらとなると、多分いろいろな面でちょっとハードルが高いのかなと思うので、今すぐ新規認定取って、すぐ補助金使って、というのは、まだいろいろハードルはいくつかクリアしないといけないかなと思います。

(渡邊委員) なるほど。そういうハードルがある訳なんですね。ちょっとその辺のところのね、何か補助金があればね、応援してあげたいなと思いますので。

(〇〇氏) ビニール資材なんかすごい高くて、今。もう、小遣いの出しようがないです。

(渡邊委員) 頑張ってください。

(〇〇氏) はい。ありがとうございます。

(事務局長) 他にご意見・ご質問ございますか。

(小川委員) 小宮久保の小川と申します。

(〇〇氏) よろしくお願いたします。

(小川委員) よろしくお願いたします。あの、先日現地を見させていただきました。1ヶ所はよく耕耘されて、もう1ヶ所はね、電気柵でよく囲ってあって、ハクサイやブロッコリー、タマネギなり、立派にできているなと感心して見て来たのですが、今後、今、何もなかった所なんかも作付けをすると思うんですけど、片方はイノシシ対策をやってあるんだけど、反対側の方はどのように考えていますか。

(〇〇氏) いや、今のところ、考えてないですね。何か対策はしたいんですけど。

(小川委員) それ、考えないとね、あの、イノシシが食べないような物を作るという方法もあるんですけど、頑張ってやってもらいたいと思います。この制度で土地を借りるとするのはね、初めてなので、ぜひ成功してもらいたいので、できた生産物を半分程度は地域のために還元しなければいけないということになっているので、その気持ちは・・・

(〇〇氏) はい、あります。

(小川委員) どんな感じでやる予定？

(〇〇氏) そうですね、今すぐにどこかに出せるというあれではないんですけど、無人販売みたいな所を出して、実績を積んで、渡邊さんなり、お声かけいただいたら、ファーマーズセンターとかに実際卸していきたいという気持ちはあります。

(小川委員) それともう1つ。JAの組合員には、今、なっていますか。

(〇〇氏) なっていません。

(小川委員) 年間30日程度農業をやっていると、JAの正組合員になれるという制度があるので、いろいろな面で先に正組合員になっていた方がいいかなと思うので、検討してみてください。渡邊さんにご指導願って、頑張ってほしいと思います。以上です。

(〇〇氏) はい。

(議長) 他にご質問・ご意見ございますか。よろしいですか。それでは〇〇さん、本日はありがとうございました。

(〇〇氏) ありがとうございます。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他に何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号1の都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画について、決定することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして、第1号議案、収受125についてですが、本来であれば総会にご出席いただく案件ではございますが、本人の事情により出席は難しいということで、現地調査の際に栗原委員、田中委員、及び事務局の立ち会いの下、聞き取りをいたしました。それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受125 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受125について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。21日に田中委員と事務局2名、合計4名で現地を見てまいりました。地図は10ページになります。

(現地案内図 説明)

現地に入るには圃場の下側に細い道が見えると思うのですが、これは本当に人が1人歩けるレベルの幅しかない道で、これでは全く車とか入れないなという感じなのですが、北側に●●●があります、現在はもうやっていないのですが、その跡地を今回譲受人の〇〇さんがお持ち

になっていて、そちらの方から車で現地にアプローチができます。車で行くことができます。現地の圃場は東西に細長い畑なのですが、当日、朝9時ぐらいに行ったのですが、日当たりも非常に良くて、場所的にはいいのかなと思いました。全体の3分の1ぐらい、何か耕作していたのかなという畝の跡等ありまして、そこはきれいになっていたのですが、特に周囲などは結構背の高い草が枯れた状態の物がかなり残っておりまして、一部分しか使われてなかったのかなというような感じに見受けられました。今回購入される〇〇さんなのですが、●●●●●さんでございます。ご実家の方で今も野菜を自家消費用に作られているそうなのですが、害獣被害がひどいのであまり害獣の出ない所でやりたいなと思っていたところで、こちらのお話をいただいたということでした。会社がすぐ近くでございますので、ご自分はもちろん、社員の方も一緒になって薬物野菜を中心に、自家消費用に作っていきたいとおっしゃっていました。現地でお話を伺う限りでは特に問題はないのかなと思いましたが、ご審議のほどよろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受125について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受117について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書1ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受117 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受117について、担当の志村委員、説明願います。

(志村委員) はい。それでは収受117について、説明いたします。2月21日に嶋崎委員と事務局2名と私の4人で現地調査をしてまいりました。地図は9ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

2ヶ所ございます。まず〇〇〇-〇ですが、この道は●●の交差点から駅に向かう人が利用する道で、譲渡人の□□さんは高齢で土地の管理ができないため、雑草が生い茂っていて、結構道の方に草がはみ出していて、交通の妨げとなり、以前から再三苦情が入っていた場所になります。現状としては辺り一面に丈の高い雑草が生い茂り、茶の木が南北に3列植えてありますが、ツルクサのような物に覆われている状態です。もう1ヶ所の△△△ですが、ここの場所も茶の木が南北に10列以上植えてありますが、先ほどの所と同様に手入れが行き届かず、茶の木の列が分からないぐらいに生い茂っていて、ところどころ桑の木が生えている状態になっています。ですので、これを耕作するにはよほど手入れをしないと、茶の木を重機等入れて抜根するなど、結構手間がかかりそうな土地になっています。現地調査については以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と志村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(小川委員) 譲受人の〇〇〇さんは、サツマイモを作っているような方だと思っただけで、抜根だ

とかそういうの、ちゃんとやるつもりで買っているんでしょうかね。

(事務局長) そうですね。

(事務局) こちらの抜根に関しては、市の遊休農地の補助金がありますので、そちらを活用して足りない分は自費で・・・

(小川委員) じゃあ、市が面倒見てあげる？

(事務局次長) 一部、補助金を。

(事務局長) 実際結構費用がかかるようで、市の補助金では全てまかなえないので、残りは〇〇〇さんが払ってやるということです。

(堀江職務代理) もともと、この人は畑は持ってない？

(事務局長) そうですね。

(堀江職務代理) 初めて買うということですね。

(事務局長) そうです。あきる野市内でも、さっき言ったようにサツマイモなど、一生懸命やっているの、畑を買うのも問題ないということです。

(議長) 他にご質問ございますか。補助金は●●●の人でも？

(事務局長) 農地が市内なので、遊休農地対策としての補助金なので。

(議長) じゃあ、立川でも、何でも、関係ないんですね。

(事務局長) そうですね。〇〇〇さんに出すというよりか、市としてその農地を整備して次の方へ、というところの・・・

(議長) あくまでも人ではなくて、土地の所在している所。

(事務局長) その土地を少しでもきれいにして、次の方が借りやすいようにするというための事業なので。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他に何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受117について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、非農地証明の願い出について。次の申出について、農地法第2条第1項に規定する農地にあたらぬ土地に該当するので、「農地法の運用について」(平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号)第4(2)の規定に基づき農地にあたらぬことを証明する。令和7年2月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。それでは番号1について、現地調査の報告させていただきます。2月21日に山崎健委員と事務局、私で現地調査を行いました。地図は11ページをお開きください。場所は

先ほど山崎健委員が説明した場所の道路を挟んだ北側、〇〇〇-〇と△△△-△は現状は竹林になっております。この2筆は境界がもう分からないような状態で、議案書に土地の状況は山林となっておりますが、基本的には全面的に孟宗竹が覆っています。そして先ほど大福委員からも説明がありましたように、40～50年前には畑だったようですが、その後耕作は全く行わないで、孟宗竹が繁茂している。そして竹藪ですから、鳥が運んできた種で篠とか南天、棕の木などが繁茂しているような状態で、それも年数が経っているので、かなり荒れた竹林になっています。それで△△さんは竹林の管理はほとんどしていなかったようで、竹を肥培管理して、タケノコを採ったり、販売を行っているということは、一度もしていなかったようで、肥培管理をしている竹林は農地という扱いになると思いますけど、ここの竹林は肥培管理も行わず荒れ放題という状況ですので、農地ということには該当しないのではないかと、現地調査では判断いたしました。私からの報告は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(堀江職務代理) これ、非農地となったら、もう、山林ということで、その後の使用とか関係ない、関係ないと言ったら変ですけど、このままで問題ないのですか。

(事務局長) そうですね。これで非農地証明が出ますと、登記所の方に地目変更の申請をしますが、そうすると地目が農地以外のもの、今回は多分山林になると思うのですが、そうすると所有権移転が自由にできるようになります。

(野崎委員) ちょっと1点、よろしいですか。現地調査をしている身でちょっと質問するのも心苦しいのですが、ここでは農地法の第2条第1項で非農地ということでやりますけど、△△さんの先ほどの話を聞いていると、△△さんはこの土地を処分したいのではないかなと思うんですね。そうした場合に、農転をかけて第三者に譲ることがあれば、本来は5条じゃないかなと感じたんですけど、それはどうなんですかね。

(事務局長) 皆さん既にご存じの通り、農地法5条農地転用ということで、農地を農地以外のものにする場合は5条です。今回の場合、すでに農地ではない。農地法は現況主義なので、現況が農地ではないものを農地法の5条でかけて、農地転用するというのもちょっと変かな、というところ。ただ地目が農地のままなので、このままだと農業委員会の何かしらの手続きをしないと、その先が何もできないので、一応東京都さんにも相談したところ、現況がそういうことであれば今回は非農地証明でいったらどうですかと、東京都さんからもお返事をいただいたので、こんなような形を取らせていただいたということです。

(野崎委員) 分かりました。東京都の方で意見を聞いているということであれば・・・

(事務局長) はい。そうです。

(野崎委員) 問題ないと思います。

(栗原委員) 念押しでもう一度、再度確認したいのですが、元々タケノコを採るための竹林ではなく、普通の畑だったのが、手入れをしなくて竹林になってしまったという認識でいいんですか。

(事務局長) そうです。

(栗原委員) 今回、周りも売却で案件が出ていて、なぜここだけ、こんなに手が入らないような

状態ですつときてしまったのかなというのがちょっと疑問だったので、そこが、例えば元々タケノコを採るための竹林だったんだけど、手が入らなくてそれがボウボウになってしまったということならまだ話は分かるのですが、普通の畑だったのに、全く手を入れずに竹林になってしまったというのは、相当なことだと思うんですね。それで周りの今回売却する方の農地が比較的きれいで、なんでそこだけそんなになってしまったのかなというのがちょっと疑問だったので、そこを最後確認しようかなと。

(事務局次長) 私、現地に行ったんですけど、ちょっとこれは私の主観と言うか、感じたことなのですが、ちょうどこの場所、この△△さんのお宅があって、庭みたいになっているんですよ。

(栗原委員) ああ・・・

(事務局次長) 生け垣で全部囲われてて、その中が竹林になってしまっている。だから人の家の庭みたいな畑だったので、手が入らなかった。他の所は道路に面していたりしたので、あと隣も畑だったりして、自分の所の畑がやられちゃうから、まあ小さい面積だし少しお手伝いでも、という意味で地域でやってくれていたのかなという、ちょっと想像もあります。

(栗原委員) ああ、はい。はい。

(事務局次長) その辺、大福さん、どうですか、記憶は。

(大福委員) あの、ええ、私の知る限り、以前からここは竹藪と言うか、竹に限らず、他の木も生えているという部分でした。で、こちら、他の案件の畑とは完全にここだけが別のように見えていまして、先ほど事務局からもありましたけど、庭だと思うんですよ。庭のことなので、他の地域の方々が刈り入れなり何なり、手入れのような話から漏れていて、こちら塀だとか生け垣にしっかり囲われた中なので、こちらに他の方が入るような感じではないですね。それで、こちらの所有者さんがご自宅の前の畑を手入れをせずにはずっときましたので、現状のような形だと思うのですが。あの、すみません、いいですかね？あの、全筆の調査と言うか何年かに1度、農地の確認をすることがあって、私も1回この所を見させてもらった時に、かなり荒れているという感じなので、その点は一応事務局の方に報告はしていると思うんですけど、今までずっとこういう所は多分報告は上がっていると思うのですが、どのように指導と言いますか、されていたんでしょうかね。

(事務局次長) 一応、土地所有者様に通知はしています。通知をしてやっていただける方が大半なのですが、やっぱり中にはとてもできない、あるいはこの方だと●●●で遠方なのでできない。ただ、それをしつこく、督促のようにまでは、ちょっと指導できてないのが現状だと思います。

(野崎委員) 現地の方を確認して、私もこの辺の所は大福さんのように近くではないので詳しくないのですが、この竹林は元々は△△さんの大きな屋敷の一角と言うか、屋敷の中の畑だったと思うんですね。それで相続で竹林部分は△△さんの親が相続されて、それでまた△△さんが相続されたのではないかなと思うんです。いずれにしても相続で代替わりが2回しているのではないかなと思うので、その間ずっとこの竹林に関しては手入れは行われていなくて、それで南側の3筆はどなたが管理していたか、ちょっと私には分かりませんが、とにかく管理はされている土地はある訳なんですよ。売買する土地については。

(議長) 他に何かございますか。ここも私の学校の通学エリアなので、この近所に同級生がいたのですが、もう、それこそ50年も前ですけど、ここはすごい大きな家で、△△さんという表札は

当時から出てましたけど、それこそ半世紀ぐらいそのまんまなんですよ。それで、ちょっと私が事務局の方へ質問したいんですけど、最近何件か非農地の案件が出てきたじゃないですか。それでその件を見てみると、ほんとの堀のそばの小さい所とか、あんまり利用できないなというような所、確かに非農地が出て認めたんですけど、非農地となるとあとは自由に売買ができる訳でしょう？何か歯止めはあるんですかね？

(事務局長) そうならないように、肥培管理の指導とかをしていくところがひとつだと思いますけど、非農地は大体20年、農地ではなくなってから20年というところで、一応何か証拠になるような物とかを東京都に示したりして、それで認めてもらえるかどうかという。

(議長) これ、どうなんですかね。その辺はしょうがない・・・指導していくしか。

(事務局長) そうですね。今回の所は東京都に相談したところ、これでいった方がいいんじゃないかということ。

(野崎委員) なんか、余計なことかも知れませんが、農地として適正に管理をしてもらって、農地に戻すっていうのが、農業委員会の本来の指導ではないかなという気もするんですけど、その点はどうなんですかね。

(事務局長) 現状、あそこを野崎さんがご覧になって、農地に戻せと言って、できるのであればそうすべきだとは思いますが、そこをどうですか？見た感じで。

(野崎委員) いや、竹林で利用するんだったら・・・

(小川委員) 農地だもんね。

(野崎委員) うん。伐採して、それであと要らない篠だとか、その辺の物を整理すれば、農地には戻ると思うんです。ただ、△△さん本人がもうそういう気持ちはなくて、売り渡したいとか、あるいは農地以外で利用するんだという意向が強いから、こういう形で申請されたと思うんですよ。だからその意向をくめば、認めることが最良だと思いますけど、ただ農業委員会の立場とすれば元々農地なんだから、竹林は農地として認められているんだから、肥培管理をしてやったらどうですかという・・・

(議長) 農業委員会として言いたいのは、3条で所有権移転でいいのではないかと。畑として、そのまま畑で竹林の世話をしてもらおうと、そういう手もあるかと思うのですが、しょうがないんでしょうか。

(野崎委員) それで東京都の見解が非農地でと言うなら、それはもう全く問題ないと思います。

(議長) 今回のこの非農地の申請が極めて特殊だと言え、こういう例はもう、そう出てこないと思ってしまうんですけど。だからこの例はしょうがない。東京都ともお話しして非農地にするとするのは、そんなに将来出てこないかなと思います。極めて特殊なケースじゃないかなと思うんですが。

(野崎委員) ほんと、まれですよ。

(栗原委員) ちょっと勉強不足であれですけど、あの、調整の所で非農地認定して、今回山林になるじゃないですか。その場合、地目は山林にするしかないですか。

(事務局長) 現況に適した地目になると思います。多分、課税も山林となると、もう山林でしょうね。

(栗原委員) 山林。雑種とか、宅地とかはできない。

(事務局長) ではなくて、山林だと思います。

(小澤委員) どうなんですかね。周りがもう家が建っている訳ですよ？それでこの状態で置いておくのも何か地域でも問題視と言うか、火でも上がったらという問題もあるし、周りに家がなければいいですけど、今回は認めてあげて、売ってもらって、そうすれば安全な地域になるのかな。

(議長) 他に何かご質問でも、ご意見でも。

(山崎勇委員) だから、この方は●●●だからどうにもなんないというようなことではなくて、常に督促なり何なり、指導はしていくということで農地を存続させていく。一応、市としてそういう考え方をしていけないと。だから、その辺のことをいろいろ、対策をやっぱり考えておく必要があると思う。もう、指導し続ければいいんですよ。と言うことは、認めないということだから。まあ、今回の所については、きっとここまで来ちゃうとなかなか難しいかなと思うんですけど、今後の対策はやっぱり考えておく必要はあると思うんですよ。

(小澤委員) 今、〇〇君が使ってる●●の畑なんですけど、雑木林みたいになっちゃったけど、結局、市の補助金で確か全部きれいにして、それで△△君が最初やって、その後〇〇君が作ってる畑があると思うんですけど、そういう形で市の補助金できれいにして、誰かに貸し付けるという、それはできないんですか。

(事務局長) 多分、先ほどの〇〇〇さんが買う所のお茶の木はその事業を使って、一部は市の補助金でやるというところなんですけど、多分この規模になると市の予算、全部でも足りないぐらいかなとは思いますが。

(議長) どうでしょうかね。

(野崎委員) でも、ここで認めて、そうすると農地ではなくなる。そうすると、調整区域内でも調整区域のまま他の方にも転売も何ら縛りがなくなる、土地利用も市街化調整区域内の都市計画にあった形での利用だったら、自由にできる訳ですよ。

(事務局長) そうです。その辺の農地法の縛りは取れてしまうので。

(事務局次長) 事務局といたしましては、先ほどちょっと小澤委員の方からもあったんですけど、このまま、この方、全部土地を処分したいという固い意志でいらっしゃっていますので、ここで指導されてもこのまま引き続き竹林が続いてしまう。そういった中では今回これを認めることで次の土地所有者に移った方が、あの竹林がずっとあのままにならないで済むので、致し方ないかなと事務局では考えてはおるのですが、最後は野崎委員がおっしゃったように、あくまで農業委員会の判断になりますので、そのところはちょっと議論していただく必要はあるのかなと思います。

(野崎委員) でも、最終的にね、東京都の方も非農地でいきなさいという、そういう指導を受けているんだったら、私はそれに従って処分した方がいいと思います。

(議長) いかかでしょう。まあ、さっき、山崎勇委員がおっしゃったように・・・

(山崎勇委員) まあ、今回はそういういろいろな状況があるでしょうから。今後これと同じような形が起こらないような対策を考えるべきじゃないか、ということをお願いなんです。

(議長) そうですね。じゃあ、あの、決を採ります。

(小川委員) みんなでパトロールなり何なりして頑張りましょうということで、今回認めましょうということで。

(議長) まあ、そうですね。下限面積が無くなってから様々な物が出てきましたので、かなり今回のケースはいろんな問題が出てきて、なかなか難しいんだなというのを思い知らされますけど、今回は東京都の指導もごございますし、やむを得ないと言うことで決を採りますけど、番号1の農地法第2条第1項に規定する農地にあたらぬ土地に該当するので、「農地法の運用について」の規定に基づき農地にあたらぬ旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、農地にあたらぬ旨を証明することに決定いたします。今後研究してなるべくこういうことを防ぐということを頑張りましょう。続きまして、第4号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第4号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和7年2月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江職務代理) はい。2月21日に事務局2名と小澤委員、合計4名で現地確認に行っていました。地図は13ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇〇〇番ですが、隣の畑よりも1メートルぐらい、一段上がった所にある畑です。ここは3分の1の所はまだネギなど植わってしまして、残りのとりあえず収穫が終わった場所を〇〇さんが借りることになったそうです。もう1筆は14ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

△△△番の北側の細長い小さい畑を今、〇〇さんが借りて使ってしまして、この△△△番をきれいにして借りるに当たって、先ほどの〇〇〇〇番の畑も一緒に借りてくださいということで、2筆を借りたような感じなので、この△△△番の畑はすぐにでも耕耘すれば使えるし、使いやすい畑だとは思いますが、〇〇〇〇番の方は通りからも1メートルぐらい上がっていますので、トラクターが入ったりするのにちょっと使いづらそうなのですが、西の角の方からはちゃんと車が入れるようになっていきますので、一緒に耕耘してきれいにしてくださいという形で、合わせて借りるような形ではないかと思えます。本人はやる気満々なので、これからトウモロコシを栽培するようなので、問題なくやってくれると思えますが、ご審議のほどよろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号1の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書5ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の小澤委員、説明願います。

(小澤委員) はい。番号2について、説明いたします。2月21日に事務局2名、堀江委員と4名で現地調査を行いました。地図は15ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

確認したところ、きれいに耕耘されておりました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号2の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書5ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号3について、担当の小澤委員、説明願います。

(小澤委員) はい。同じく21日に4名で現地調査を行いました。地図は14ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

確認したところ、同じくきれいに耕耘されておりました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

(嶋崎委員) これは契約期間が15年で、結構長いのですが、何か理由があるのですか。最近長くて10年が多いけど。

(議長) 15年で、なかなか、ないですね。

(嶋崎委員) ないね。

(議長) あと、この方は●●から耕作に行くの、大変ですね。

(小川委員) 大変だよ。

(堀江職務代理) でも結構、秋川ファーマーズセンターに出荷には来ていますよ。

(嶋崎委員) うん、しょっちゅう来ていますよね。

(堀江職務代理) ハウス建てるとか、あるのかな。

(平野委員) ○○さんは新規就農者ですか。

(議長) うん、そうですね。ただまあ、●●の方だから、ちょっと遠いですね。

(嶋崎委員) いや、ハウスとかね、そういうのを借りる時はやっぱりある程度長い方がいいと思うんだよね。

(議長) ただ、万が一相続でも始まると、返してくれって・・・

(嶋崎委員) そうなんだよ。まあ、特に、だからってどうってことはないんですけどね。

(議長) はい。他にご質問ございますか。

(大福委員) あの、これ、〇〇さんご本人がこの位置でお願いしたいという感じで、基本的には合意が取れている訳なので、当然そうなんでしょうけど、あの、市役所さんの方でお願いと言いますか、何と言いますか、新しい方にはご本人の住所に近い場所でぜひ貸していただきたいのですが、あの、時々かなり離れた場所でポツンと、とか、そういう場合があるので、まだ〇〇さんも新規就農ですので、あまりあれこれ選べる立場にないのかな、あまり言えないのかな、というところもあるのではないかと思います、やっぱり距離が離れていると作業として非常にやりづらい。ちょうど●●の方にいい場所があったということで、これは別に反対する訳ではないのですが、あの、ちょっとその辺の調整、事務局さんの方で上手にやってあげていただきたいと思います。

(事務局長) はい。

(議長) ちょっと遠いですよね。

(大福委員) ご本人、多分トラクターを借りる感じになると思うのですが、機械とか運ぶにしても、こんなに離れているとなかなか大変でしょうし。

(小澤委員) トラクターで来るの、大変ですよ。

(堀江職務代理) でも、マイムなら借りれるんじゃないですか。

(議長) そこなら逆に近い。

(小澤委員) あ、マイムか。

(山崎健委員) あの、ひとつ、よろしいですか。今の件ですけど、確かにご自宅から近い方がね、いろいろと仕事はしやすいと思いますが、確か、〇〇さんは今回借りる場所のすぐ近くでも作ってて、結構きれいにネギを耕作して、もう全部収穫が終わってたと思いますけど、そういう意味では頑張ってるのではと思います。

(議長) 本人のね、気合いはこの15年の貸借期間で伝わってきますよね。他によろしいですか。それでは、ないようですので、番号3の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号4,番号5,番号6については、関連案件となりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書6ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号4 朗読)

(第4号議案・番号5 朗読)

(第4号議案・番号6 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号4, 番号5, 番号6について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。説明させていただきます。先日21日に4名で確認に行っていました。

地図は16ページをお願いいたします。

(現地案内図 説明)

まず畑①ですが、こちらは新規ですが、何ヶ月か前から木を切ったり、そんなことをして、木は切り終わって、根っこの片付けなどをやっています。南北に長い所ですが、今、開墾中ということでございます。次に畑②と畑③、こちらは更新ですが、もう何年か使っていて、非常にきれいに、大勢で来てやっております。私もこの1枚下の畑にしょっちゅう行きますので、毎日確認しているという状況です。それから畑④、畑⑤ですが、こちらも更新ということで、同じように〇〇〇〇〇で借りて、今も順調にやっていますので、ぜひよろしく願いいたします。以上です。

(議長) ただいま、事務局と嶋崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号4, 番号5, 番号6の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号7についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員) よろしく願います。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書6ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号7 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号7について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。説明いたします。同じく21日に4名で確認しております。地図は17ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

〇〇さんが借りておられて、非常にきれいに耕作しておりますので、特に問題はないと私は思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と嶋崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号7の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。では、〇〇委員に入ってください

ます。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号8についてですが、こちらは〇〇委員の案件となりますので、〇〇委員には一時退席願います。

(〇〇委員) よろしくお願ひします。

(〇〇委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願ひます。

(事務局次長) はい。議案書7ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号8 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号7について、担当の野崎委員、説明願ひます。

(野崎委員) はい。更新案件ですので、議案書が送られてきたその日に、私1人で現地調査を行いました。地図は18ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地の道路を挟んだ反対側には、〇〇さんの大きなハウスがありまして、当日〇〇さんがハウスの中で種まきの準備をしていましたので、〇〇さんからいろいろ詳しく状況を聞くことができて、助かりました。今、畑の3分の1ぐらいは自家消費用の野菜を作っているということで、ネギ、ブロッコリー、タマネギ、ニンニク、ソラマメなどが作られていました。その他の部分につきましては耕耘されて、もう少し暖かくなったらトウモロコシを蒔くというような状況でした。よろしくお願ひいたします。

(議長) ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号7の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。それでは〇〇委員に入っております。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号9について、事務局、説明願ひます。

(事務局次長) はい。議案書7ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号9 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号9について、担当の嶋崎委員、説明願ひます。

(嶋崎委員) はい。それでは説明いたします。地図は16ページをお願いします。

(現地案内図 説明)

〇〇番は現在はネギが1柵、取り残しと言うか、途中で終わってまして、その周りはとりあえず耕耘されて、きれいにしてありましたので、特にこの場所については問題はないかなと思ひ

ます。以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と嶋崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号9の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号10について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書7ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号10 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号10について、担当の小澤委員、説明願います。

(小澤委員) はい。やはり2月21日に、事務局2名と堀江委員と4名で現地調査を行いました。地図は19ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

確認したところ、きれいに耕耘され、タマネギが1柵作付けされていました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号10の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号11, 番号12については関連案件となりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書7ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号11 朗読)

議案書8ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号12 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号11について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江職務代理) はい。2月21日に1人で現地確認に行っていました。地図は20ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

真ん中から2種類の作物に分かれていまして、南側半分はナスを収穫した跡で、まだパイプ等残っていますが、問題なく使用されておりました。残りの半分は収穫前のニンジンがまだ残っておりまして、間違いなくきれいに使用されておりました。問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長) 続きまして、番号12について、担当の佐藤委員、説明願います。

(佐藤委員) はい。先日2月21日に事務局2名と小川委員と私で現地確認に行っていました。

地図は21ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

今はトラクターできれいに耕耘されておりました。去年はサツマイモをたくさん作ってあるのを見たのですが、ファーマーズセンターに出荷していて、今年も耕作できるように準備はしてありました。問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と堀江委員、佐藤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいですか。

それでは、ないようですので、番号11, 番号12の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。

(本郷委員) ちょっとよろしいですか。第4号議案、全体でお聞きしたいのですが、この新規の方々は10年、15年というのが多くありますよね。例の補助金の関係もあるかと思えますけど、この更新の方々はほとんど5年、3年で、同じ年数を繰り返すような形になっているんですか。それとも、またこれを10年に変えることができないのか、できるのか。特に使用貸借であれば10年にしても途中でやめられる訳ですから、差し支えない訳ですよ。そうすると、この農業委員会にかかってくる案件が、できるだけ案件が少なくなるかなと思うのですが。

(事務局次長) 一応、貸し手様のご希望と聞いています。

(本郷委員) それは分かっていますけど、一度3年で契約しますと・・・

(事務局次長) 大丈夫です。次、5年に変えることもできます。

(本郷委員) そういうのをちょっと指導していただいた方が、いろんな面でいいんじゃないかなとは思っていますけど。

(事務局次長) 更新の案件が軒並み3年、5年になっているから、もう少し長く借りるというのも、いいのではないかという・・・

(本郷委員) そうすればここに上がってくる案件も少なくなるし、現地調査も少なくなるし。ただその農地が変な形になると困るんですけど。

(議長) 借りる方は貸す方の言う通り、ということですか。

(事務局次長) お互いの話し合いにはなるとは思うのですが。

(本郷委員) で、この更新時で10年にすれば、また補助金も出る訳ですよ。まあ、少しでも長い方が借りる側も貸す側もおっくうでなくていいのかなと思うんですけど。ちょっとできたら、そういう話もしていただけると。

(事務局次長) ちょっと中間管理機構とも相談してみます。

(議長) では、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和7年あきる野市農業委員会2月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、3月25日、火曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後3時36分